

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請等の概要（案）

対象区域	仙台市 特措法第31条の6に基づく まん延防止等重点措置	仙台市を除く県内全域 特措法第24条第9項に基づく要請
対象期間	令和3年4月5日（月）午後8時から 令和3年5月6日（木）午前5時	令和3年4月5日（月）午後9時から 令和3年5月6日（木）午前5時
対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 ※一部対象外の飲食店あり	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ① 接待を伴う飲食店 ② 酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）
要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 （酒類の提供は午前11時から午後7時まで）	午前5時から午後9時までの時間短縮営業
命令・過料	入場する者の整理等，マスク着用の周知，感染防止措置を実施しない者の入場の禁止等 上記要請について，正当な理由が無く応じないとき > 要請に係る措置を講じるよう命じることができる > 命令に違反したときは，20万円以下の過料	-
その他	上記の営業時間以降，飲食店にみだりに出入りしないよう，住民に対して要請	-

【予算額：3,000,000千円】

事業の目的

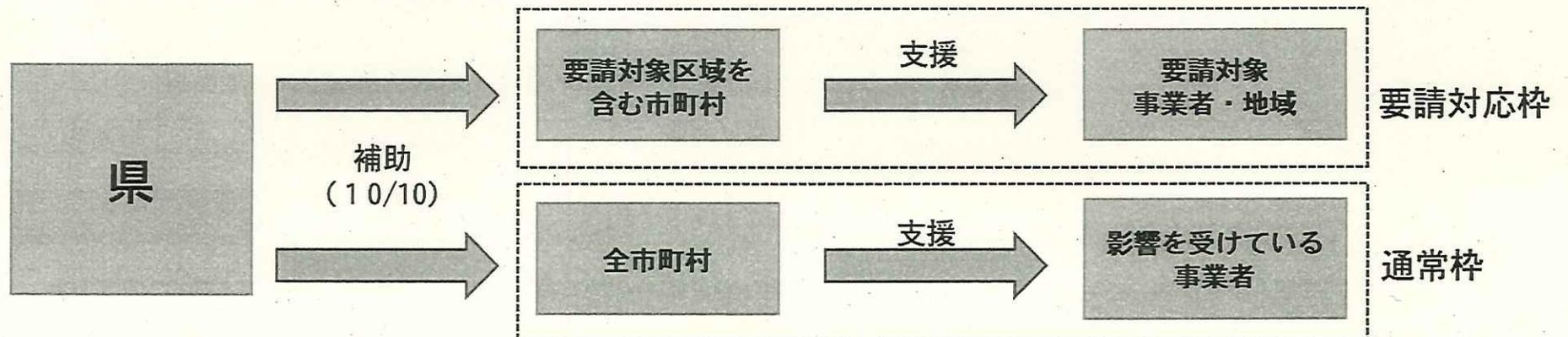
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために実施した営業時間短縮要請等により業況が悪化している県内の中小企業・小規模事業者等を支援するため「新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金（以下、「市町村補助金」という。）」に新たに「要請対応枠」を設けるとともに、現行の補助スキームである「通常枠」の予算を拡充し、各市町村が実施する事業者支援の充実により、要請対象外も含めた様々な事業者への影響の軽減を図るもの。

背景・経緯

- ① 営業時間短縮要請等により、対象となる地域の事業者は売上の大幅な減少など大きな負担となっており、その支援策を求める要望が多く寄せられている。→「要請対応枠」を設け、要請対象事業者等への支援を講じる。
- ② 直接要請の対象ではない事業者においても、営業時間短縮に伴う要請対象事業者等との取引の減少に加え、Go Toキャンペーンの一時停止等により厳しい経営を強いられている。
→昨年12月に実施したアンケート調査において、現行のスキームについて評価いただき、今後同様のスキームでも活用する予定があると回答した市町村が多いことから、現行の補助金スキームを「通常枠」として活用し、広く要請対象外の事業者も含めた支援を講じる。

取組の方向性

- 要請対応枠は、特措法等による営業時間短縮等の要請区域がある市町村のみ活用が可能。
- 通常枠の事業実施方法は、現行のスキームに準拠する。市町村毎の限度額は別途配布。
- 事前協議等の事務手続きについては、今後要綱を作成。



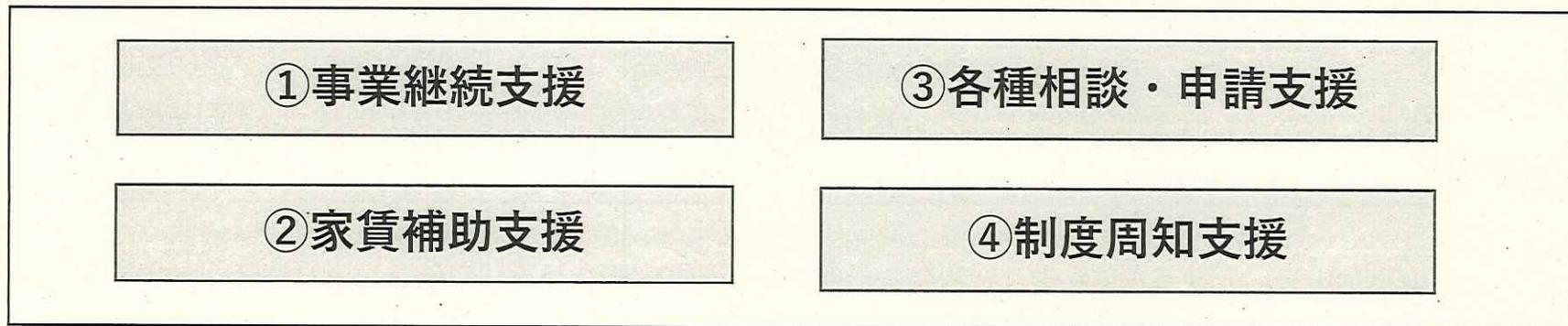
新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金(第二期)

【要請対応枠】と【通常枠】について

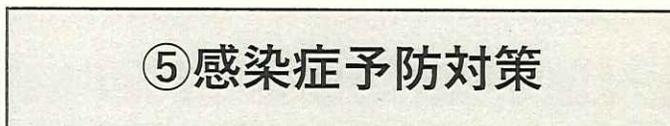
枠	予算額	補助対象	補助対象事業	補助割合	メニュー設定	上限額
要請対応枠	10億円	特措法による要請対象区域を含む市町村 ※今年度の要請に係るものを対象とする	・市町村が行う、要請の対象となっている事業者や当該地域への支援 ・営業時間短縮等の要請を行った日から令和4年2月末までに新規又は拡充した事業に限る。	10分の10	無し	感染症の状況に応じて県が決定
通常枠	20億円	県内全市町村	・感染症による影響を受けている事業者や、感染症拡大防止のための取組を行う事業者（農林漁業者を含む）への支援 ・令和2年12月28日から令和4年2月末までに新規又は拡充した事業に限る。		有り	中小企業数等を考慮して市町村毎に設定

【通常枠】のメニュー設定について

現行メニュー



今回追加



営業時間短縮の協力要請に対する協力状況調査等のお願い (仙台市以外市町村適用分)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき営業時間の短縮要請」の協力状況を把握するため、協力状況の調査と個別店舗への働きかけをお願いします。

1 実施方法

- ・対象となる店舗について、目視などできる範囲で、協力状況を調査
- ・個別店舗に対して、時短営業の協力及び感染拡大防止対策の徹底を働きかけ（チラシの配布など）

2 対象店舗

酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の
範囲内で営業している店舗は対象外

なお、酒類を提供していない飲食店にも感染拡大防止対策の徹底を働きかける。

3 実施期間

令和3年4月5日（月）から5月5日（水）までの期間



「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター」の申請書類の配布のお願い (仙台市以外市町村適用分)

- ◎協力金の申請には、「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び店頭への掲示が必要です。
- ◎当該ポスターの取得は、スマートフォン等から電子申請のほか書面での申請用に、本日、時短要請案内通知と申請書類等を対象店舗へ送付しています。
- ◎事業者から求めがあった場合に備え、市町村の窓口において申請書類一式の配布に御協力をお願いします。



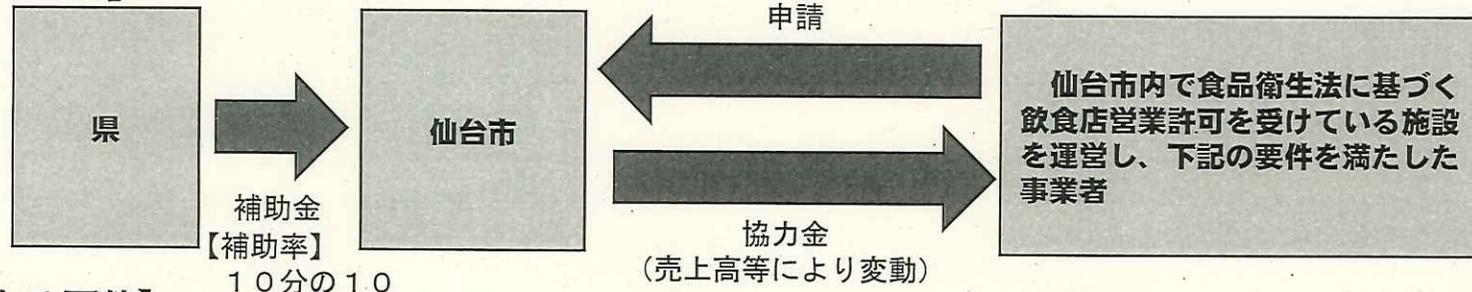
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

資料 2

（仙台市適用分 令和3年4月5日午後8時～令和3年5月6日午前5時要請分）

仙台市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日（月）午後8時から令和3年5月6日（木）午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

◎令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後8時から令和3年5月6日(月)午前5時の期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※酒類の提供は、午前11時から午後7時までの間に限る。

※従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

※感染状況によっては、5月6日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～10万円	10～25万円	25万円～
中小企業者	A売上高による方法	4万円/日	4～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

※協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×31日間となります。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

※R3.3.25～R3.4.12までの営業時間短縮要請に伴う協力金支給の変更点

	要請期間	支給額
変更前	R3.3.25～R3.4.12 (18日間)	72万円 (4万円/日)
変更後	R3.3.25～R3.4.5 (11日間)	44万円 (4万円/日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

資料 3

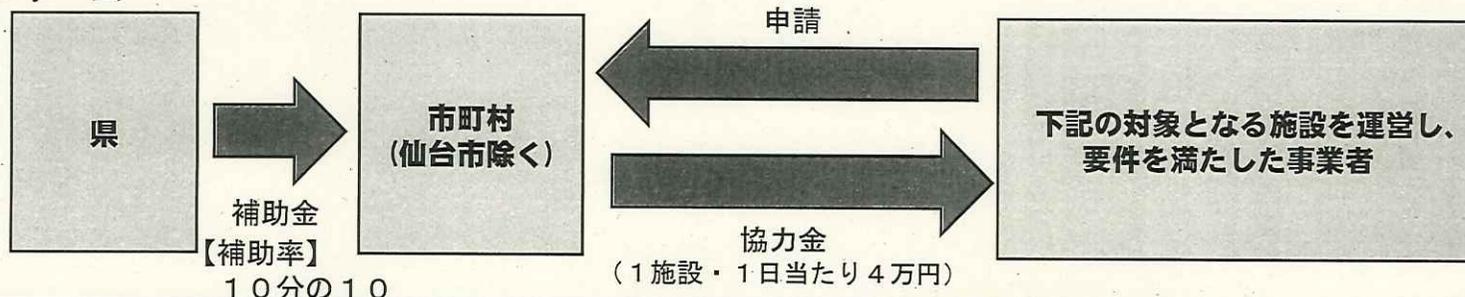
（仙台市以外市町村適用分 令和3年4月5日午後9時～令和3年5月6日午前5時要請分）

仙台市以外の市町村全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年4月5日（月）午後9時から令和3年5月6日（木）午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

◎支給額 1施設・1日当たり4万円

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

◎実施スキーム



【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

◎令和3年4月4日(日)以前から開業しており、令和3年4月5日(月)午後9時から令和3年5月6日(月)午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等